

教育資金に利子補給

国の教育ローンを 受けている人に

市では、「国の教育ローン」の融資を受けて、高校・大学などに入学する人、在学している人やその親族を対象に、在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件は金融機関から「国の教育ローン」の融資を受けていて、次の2つの条件に該当する人

○市内に1年以上住民登録または外国人登録している人

○市税を完納している人

利子補給の期間は交付決定した月からの在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なものは返済予定表住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書(年内の申請は平成19年度分、来年は平成20年度分)、印鑑、在学または入学を証明できるもの
10月1日から「国の教育ローン」

は、国民生活金融公庫から株式会社日本政策金融公庫に承継されました。今までに申請したものはそのまま引き継がれますので、手続きなどは必要ありません。

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

冬季の省エネルギー対策

室温は20度以下を目安に

冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心掛けるよう、ご協力をお願いします。

○暖房は室温20度以下を目安に温度調節をしましょう

○ unnecessary 暖房機器の使用は控えましょう

○冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう

○長時間使わない家電製品のプラグは、小まめに抜きましょう

○料理の下ごしらえに電子レンジを活用しましょう
○お風呂は間隔を置かずに入るようにし、できるだけ追いだきをしなないようにしましょう
※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。



市長への手紙・FAX・電子メール あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんが日々感じている、市政に対する提言・要望・意見などの「生の声」を幅広く聴き、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、担当課で十

分に検討をした上で市長に報告します。また、回答を希望する人には、市長名で書面または電子メールによって回答します。

各担当課でも、所管の事務事業に関する意見や要望を受け付けています。施設の補修や修理などは、早急な対応が必要な内容などは、直接、担当課へ相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて市ホームページ「市長へのメールQ&A」に、無記名で掲載する場合があります。

市長への手紙

市役所や支所、公民館などの市内公共施設に、所定の用紙(受取人払い)を設置しています。任意のがき・封書を利用する場合は、「市長への手紙」と明記し、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは、送信料金は無料です(コンビニエンスストアからは有料になる場合があります)。フリーダイヤルのFAX番号は、次の通りです。

☎0120・8600・279

市外からの場合はFAX04

76・24・1086へ(有料)。

市長への電子メール

市ホームページ「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/form>)から、インターネットを通して送信することができます。

市政とは関係のない内容や、個人・団体を誹謗(ひぼう)中傷するような内容は、一切お断りします。意見を提出する場合は、住所・氏名・電話番号などを忘れずに記入してください。記入がない場合は、参考意見として扱います。

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第6期分)
- ②介護保険料(第6期分)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期分)
- ④固定資産税・都市計画税(第3期分)

納期はいずれも12月16日(火)~1月5日(月)です。

※くわしくは①③保険年金課(☎20-1526)②介護保険課(☎20-1545)④資産税課(☎20-1514)へ。

消防などをテーマに 意見交換

10月16日、市役所で第3回「まちづくり茶論」が開催されました。

「消防団の活性化対策と正しい救急車の利用法」をテーマに、市内の消防団協力事業所の関係者が集まって、市長を交え意見交換しました。

消防団協力事業所は、近隣で火災などが発生した際に、各事業所内の消火施設を提供したり、事業所内消防団の活動に協力しています。現在、9事業所が登録し、災害時や火災発生時に備えています。意見交換では、「消防団員の確保が難しい」「火災や災害発生時には、地元消防団や地域住民との連

携が不可欠」「消防団だけに頼るのではなく、火災や災害の発生時には、誰もが協力をしなければならぬ」などの意見が出されました。

救急車の利用法については、「現在50パーセントを超えている軽症者の利用が減れば、本当に必要な人のために、より迅速に対応ができる」との消防本部からの報告に対し、「利用者には、軽症か重症かの判断が難しい」「近所のかかりつけの開業医が減っているため、救急車を利用せざるを得ない」「赤坂の夜間急病診療所で診断してもらえる」「市民のモラルの問題であり、日ごろの広報活動を積極的に行う必要がある」などの意見が出されました。

携が不可欠」「消防団だけに頼るのではなく、火災や災害の発生時には、誰もが協力をしなければならぬ」などの意見が出されました。

意見交換の詳細(会議録)は、市民支援課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shien/std0041.html>)および行政資料室(市役所1階)で公開しています。

今後の予定

- 1月22日(木)：「農業に期待するもの」
- 2月19日(木)：「子育てにおける学校、家庭、地域の役割」

※くわしくは市民支援課(☎201507)へ。

中小企業支援

全力を挙げて
応援します

緊急保証対象業種を618業種に
拡大

対象業種の企業は、一般保証8、000万円に加え、別枠で

市長日誌

(11月16日～30日)

- 18日 自衛消防操法大会
- 19日 成田市表彰式
航空機災害図上訓練
- 20日 国道51号・356号・県道成田小見川鹿島港線整備促進に関する要望活動
まちづくり茶論
- 21日 文部科学省指定研究開発学校・成田市教育委員会指定英語科研究発表会
防犯灯寄贈式
永年勤続優良従業員表彰式
- 22日 明治大学・成田社会人大学修了式
- 23日 遠山地区駅伝大会
久住第一小学校創立100周年記念式典
大栄ふるさとふれあいまつり
- 25日 横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動
成田用水事業推進協議会
成田防犯連合会感謝状贈呈式
- 26日 定例記者会見
- 28日 12月定例市議会開会
韓国井邑市青少年訪問団表敬訪問
- 29日 ぐるっとゆめ半島号出迎え
- 30日 印旛郡市歯科医師会市民公開講座



ゆめ半島号を歓迎する小泉市長

8、000万円(担保がある場合は、一般保証2億円に加え別枠で2億円)までの保証を利用できます。対象業種は中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)で確認できます。

セーフティネット貸付は業種を問わず利用可能

全業種で、中小企業が4億8、000万円、小規模企業が4、800万円まで利用できます。

※くわしくは関東経済産業局中小企業課(☎048-600-0334)または中小企業庁ホームページへ。

長寿医療(後期高齢者医療)

差額ベッド料の助成と
保険料の納付方法

差額ベッド料を助成

市では、後期高齢者医療被保険者が、15日以上継続して入院し、差額ベッドを利用した場合に助成をしています。助成するに当たり、本人の所得制限があります。

助成限度額 1日1、000円を上限として年度内30日まで申請に必要なもの

○医療機関の差額ベッド料の証明(申請書の「証明書欄」に医療機関の証明をもらう)

○差額ベッド料金の領収書
○本人名義の振込先口座(ゆうちょ銀行を除く)

○後期高齢者医療被保険者証
○印鑑

申請期限 差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年

保険料納付方法は選択できます

保険料を年金からの引き落としにより納付している人で、次の要件に該当する場合、口座振替による納付に変更することができます。

希望する人は、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課と金融機関での手続きが必要になります。

○これまで2年間、国民健康保険税を滞納することなく納めていた人(本人)が口座振替により納付する場合

○世帯主である子や配偶者がいる人(本人の年金収入が180万円未満)でその口座振替により納付する場合

口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。手続きする期間によって、口座振替に切り替わる時期が異なります。

※くわしくは保険年金課(☎201547)へ。